

諮問番号：平成29年諮問第2号

答申番号：平成29年答申第2号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当でない。

### 第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が、生活保護受給中である審査請求人に対し、金融業者からの借入金の未申告により生じた保護費の過払い分について、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、借入金の収入申告義務について説明を受けていなかったため同項には該当しないと主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成27年3月25日、○福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）は、審査請求人世帯に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成27年6月15日及び同年8月20日、福祉事務所は、審査請求人から、「その他収入 無」と記載された収入申告書を受理した。
- 3 平成27年12月22日、福祉事務所は、審査請求人から、○銀行○支店の審査請求人名義の預金通帳の写し（以下「通帳写し」という。）を受理した。
- 4 平成28年2月18日、福祉事務所は、通帳写しに記載された保護開始後の申告のない入金について、審査請求人から以下のことを確認した。
  - (1) 平成27年5月19日に借入金○円入金
  - (2) 平成27年7月14日に借入金○円入金
  - (3) 平成27年9月15日に借入金○円入金
- 5 平成28年3月7日、福祉事務所は、ケース診断会議を開催し、上記借入金について未申告収入として扱い、借入金の未申告により生じた保護費過払い分について法第78条第1項により費用徴収決定を行う方針を決定した。
- 6 平成28年3月9日、福祉事務所は、審査請求人から「債務承認及び返還誓約書」を受理した。同書面には、平成27年5月から同年9月までの借入金収入を申告しなかったこと及びその理由として「申告する事を知らなかった為（借金）」との記載

がある。

- 7 平成28年3月28日、処分庁は、同日付で審査請求人に対し、借入金収入〇円の未申告により生じた保護費過払い分について、法第78条第1項の規定により費用徴収を行う決定を行い、同年7月7日、費用徴収決定通知書を審査請求人に手交した。
- 8 審査請求人は、平成28年7月26日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり、本件処分は、違法又は不当である旨を主張している。借金について、福祉事務所にまで返済しなければならないことが納得できない。また、借金について福祉事務所に申告する必要があることについて説明を受けていない。

よって、法第78条第1項の適用は認められず、本件処分の取消しを求める。

##### 2 処分庁の主張

処分庁に弁明を求めたところ、福祉事務所から弁明書の提出があり、次のとおり、本件処分は、適法である旨を主張している。

福祉事務所は、審査請求人に対し、保護開始直後に、「生活保護のしおり」及び「守っていただきたいこと」というパンフレットを手交した上で収入申告義務について説明を行った。「守っていただきたいこと」には、「借金をされた時にも申告は必要です。」との記載がある。

処分庁は、審査請求人が借入金の事実を申告しなかったことが、借入れの事実を隠蔽したものであると判断し、借入金未申告により生じた保護費過払い分について、法第78条第1項の規定により費用徴収を決定したものである。

本件処分は、適法かつ適正に行われたものであり、審査請求人について、棄却を求める。

#### 第5 法令の規定等について

##### 1 保護費と収入について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、「その者の金銭又は物品」で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（第8条第1項）。

すなわち、要保護者に収入が存する場合には、要保護者の最低生活費と収入とを比較し、要保護者の収入が最低生活費に満たないときに保護が適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されるものである。

この要保護者の収入の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。「以下「次官通知」

という。)第8の3で認定指針を定めており、次官通知第8の3の(3)のウにおいて、公的貸付金等のうち自立更生のために当てられる額は収入として認定しないと定め、これを受けた「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の2の(3)においては、貸付けを受けることについて保護の実施機関の事前の承認があることを要件としている。

## 2 収入届出義務と費用徴収について

法は、保護の実施機関に対し、保護の適正な運営を図るため、常に被保護者の状況を調査して知っておくことを求める(第25条)一方で、収入、支出その他生計の状況に変動があったときは、被保護者の側からも所要の事項を届け出なければならないとしている(第61条)。

また、法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と規定している。そして、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)IVの3の(1)において、「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされており、また、IVの3の(2)のウにおいて、法第78条の適用が妥当な場合として、「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

#### (1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

ア 本件において、審査請求人より提出された通帳写しと審査請求人の平成28年2月18日の福祉事務所に対する説明により、①平成27年5月19日に〇円の借入金(以下「5月借入金」という。)、②同年7月14日に〇円の借入金(以下「7月借入金」という。)、③同年9月15日に〇円の借入金(以下「9月借入金」という。)、合計〇円の借入金としての入金が認められる。

法は「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」(第4条第1項)及び「その者の金銭又は物品」(第8条第1項)について特に限定しておらず、将来返済が予定されている借金についても、当該借金によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借金した場合、原則として収入認定の対象となる。

5月借入金、7月借入金及び9月借入金(以下「本件借入金」という。)については、保護の実施機関の事前承認を得ていないので、収入認定から除外される対象となる貸付金に該当しない。よって、本件借入金は、各月の保護費算

定の際に最低生活費から差し引かれるべき収入に該当する。

そして、その収入が差し引かれずに生活保護費が支給された結果、平成27年5月は〇円、同年7月は〇円、同年9月は〇円、合計〇円の生活保護費の過払いが生じている。

イ 審査請求人は、借金について申告義務があることについて、福祉事務所長から説明を受けていないと主張し、福祉事務所長に提出した「債務承認及び返還誓約書」にも、借金収入について申告しなかった理由として、「申告する事を知らなかった為（借金）」と記載している。

しかし、本件借入金は、最低生活費から差し引かれるべき収入に該当するため、法第61条により、審査請求人には福祉事務所長への届出義務があった。

この収入申告・届出義務について、審査請求人に関するケース記録の平成27年4月3日の記載からすると、保護開始直後に、福祉事務所長が、審査請求人に対し、「生活保護のしおり」及び「守っていただきたいこと」というパンフレットを手交し、それを用いて説明したと認められる。また、「守っていただきたいこと」には、「借金をされた時にも申告は必要です。」との記載がある。

審査請求人は、5月借入金の借入後の平成27年6月15日、5月借入金及び7月借入金の借入後の同年8月20日に収入申告書を提出していることから、収入申告義務について認識していたものと認められる。それにもかかわらず、当該収入申告書には「その他収入 無」と記載されており、福祉事務所長が、平成27年12月22日に、通帳写しの記載に基づき本件借入金の入金を確認して判明するまで、審査請求人は、収入について正確な申告を行わなかったと認められる。

したがって、審査請求人が本件借入金の事実を隠蔽したものであるとの処分庁の判断に誤りはなく、その判断に基づき、借入金の未申告により生じた保護費過払い分(平成27年5月、同年7月及び同年9月分の過払い額合計〇円)について、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとして、法第78条第1項による費用徴収を行うとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、法第78条第1項の適用は認められないとする審査請求人の主張は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

#### 第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 3 月 1 日	審査庁が審査会に諮問
〃 3 月 9 日	第 1 回調査審議（第 1 部会）
〃 3 月 17 日	審査関係人による書面提出期限（書面の提出なし）
〃 4 月 17 日	第 2 回調査審議（第 1 部会）
〃 4 月 19 日	答申

## 第 8 審査会の判断の理由

1 本件処分は、審査請求人が申告していれば最低生活費から差し引かれるべき借入金に係る収入について申告せず、保護費を受給したことが不正受給に当たるとして、処分庁が審査請求人に対して法第78条第1項の規定により未申告による保護費の過払い分の徴収を決定したものである。

2 審査請求人及び処分庁の双方の主張を踏まえると、未申告である借入金に係る収入について最低生活費から差し引かれるべき収入であるか（以下「争点1」という。）及び審査請求人が借入金に係る収入を申告せずに保護費を受給したことが「不実の申請その他不正な手段」（法第78条第1項）により保護を受けたといえるか（以下「争点2」という。）という点が争点となっているため、以下この点を検討する。

### 3 争点1について

第5の1に記載のとおり、法においては、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを前提とし（第4条第1項）、要保護者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において保護を行うものとするとしており（第8条第1項）、将来返済が予定されている借金については、当該借金によって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護の受給中に被保護者が借金をした場合、最低生活費から差し引かれるべき収入となる。

### 4 争点2について

第5の2に記載のとおり、「不実の申請その他不正な手段」（法第78条第1項）には、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されており、審査請求人が申告義務があった借入金収入の事実を故意に隠蔽し申告していなかったといえるかという点について検討する。

審査請求人は、そもそも借入金について申告義務があることについて説明を受けず、その義務について認識がなかったため、結果として未申告になったに過ぎない旨主張する。

処分庁が提出したケース記録によれば、担当職員が、審査請求人に対し、「守っていただきたいこと」（以下「パンフレット」という。）を手交して収入申告義務について説明した旨の記載があることが認められ、パンフレットには、借金をした場

合にも収入申告が必要である旨の記載がされていたものである。

それにもかかわらず、審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、借入金収入の記載がなく、未申告との認定に至ったものである。

ここで、パンフレットは、担当職員が保護受給者に対し、収入申告義務を説明することを前提として、当該説明を補助するためのものに過ぎず、パンフレットが審査請求人に交付されていたということをもって、直ちに審査請求人が借入金の収入申告義務を認識していたと断定することはできない。また、収入を得ていたことが判明したときは法第78条等に基づき返還することを誓約する○福祉事務所長宛ての書面を保護開始に当たって審査請求人から徴しているが、当該書面の収入の例示には借入金は記載されておらず、これによっても審査請求人が当該義務を認識していたと判断することはできない。

加えて、借入金収入の発覚前においても、発覚後においても、本件借入金の記載がある預金通帳を担当職員の指示に従って素直に提出しており、これは借入金に係る収入申告義務を認識していなかった者の行動としては自然なものといえる。

これらの事情を総合的に考慮すると、本件において、審査請求人が借入金収入の事実を故意に隠蔽したとまではいえず、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと認めることはできない。

したがって、審査請求人に対し法第78条第1項の規定を適用し、未申告による保護費の過払い分を徴収できるとした審査庁の判断は妥当でない。

## 5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

### 京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳